

協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

協同組合検査規程の一部を改正する訓令

協同組合検査規程（平成13年岩手県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において「組合等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 農業協同組合、農業協同組合連合会、<u>農事組合法人及び農業協同組合中央会</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(<u>検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付</u>)</p> <p>第9条 検査員及び補助員は、検査に際して理事その他の責任者に対し、<u>当該検査に係る別に定める様式による検査命令書及び身分証明書（様式第1号）</u>を提示するとともに、当該検査に係る別に定める様式による検査通告書を交付しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において「組合等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 農業協同組合、農業協同組合連合会<u>及び農事組合法人</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(身分証明書の提示<u>及び検査通告書の交付</u>)</p> <p>第9条 検査員及び補助員は、検査に際して理事その他の責任者に対し、身分証明書（様式第1号）を提示するとともに、当該検査に係る別に定める様式による検査通告書を交付しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。